

雑損失の繰越控除を受ける方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方で、雑損失の金額を翌年以後に繰り越す場合

手順1
11ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
12ページ参照

手順3
25ページ参照

〇〇 税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B		FA0120
住所	〒XXXX-XXXX	フリガナ
氏名	国税 太郎	別表
生年月日	同 上	平成26年1月1日現在の住所
電話番号	00-XXXX-XXXX	申告年度
申告年度	平成26年	申告月

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>収入金額等</td><td>事 業 等 ⑦</td><td>4,348,260</td></tr> <tr><td></td><td>業 農 業 ⑧</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>不 動 産 ⑨</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>利 子 ⑩</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>配 当 ⑪</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>給 与 ⑫</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>雑 ⑬</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>総合課税・一時⑭</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>合 計 ⑮</td><td></td></tr> <tr><td>所得金額</td><td>事 業 等 ①</td><td>5,090,505</td></tr> <tr><td></td><td>業 農 業 ②</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>不 動 産 ③</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>利 子 ④</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>配 当 ⑤</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>給 与 ⑥</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>雑 ⑬</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>総合課税・一時⑭</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>合 計 ⑮</td><td></td></tr> <tr><td>所得から差し引かれる金額</td><td>雑 損 控 除 ⑩</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>医 療 費 控 除 ⑪</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>社 会 保 険 料 控 除 ⑫</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>小 規 模 業 業 共 済 等 掛 金 控 除 ⑬</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>生 命 保 険 料 控 除 ⑭</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>地 震 保 険 料 控 除 ⑮</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>寄 附 金 控 除 ⑯</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>寡 婦・寡 夫 控 除 ⑰</td><td>0000</td></tr> <tr><td></td><td>勤 労 学 生・障 害 者 控 除 ⑱</td><td>0000</td></tr> <tr><td></td><td>配 偶 者 (特 別) 控 除 ⑲</td><td>0000</td></tr> <tr><td></td><td>扶 養 控 除 ⑳</td><td>0000</td></tr> <tr><td></td><td>基 礎 控 除 ㉑</td><td>4,800,000</td></tr> <tr><td></td><td>合 計 ㉒</td><td>4,800,000</td></tr> </table>	収入金額等	事 業 等 ⑦	4,348,260		業 農 業 ⑧			不 動 産 ⑨			利 子 ⑩			配 当 ⑪			給 与 ⑫			雑 ⑬			総合課税・一時⑭			合 計 ⑮		所得金額	事 業 等 ①	5,090,505		業 農 業 ②			不 動 産 ③			利 子 ④			配 当 ⑤			給 与 ⑥			雑 ⑬			総合課税・一時⑭			合 計 ⑮		所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除 ⑩			医 療 費 控 除 ⑪			社 会 保 険 料 控 除 ⑫			小 規 模 業 業 共 済 等 掛 金 控 除 ⑬			生 命 保 険 料 控 除 ⑭			地 震 保 険 料 控 除 ⑮			寄 附 金 控 除 ⑯			寡 婦・寡 夫 控 除 ⑰	0000		勤 労 学 生・障 害 者 控 除 ⑱	0000		配 偶 者 (特 別) 控 除 ⑲	0000		扶 養 控 除 ⑳	0000		基 礎 控 除 ㉑	4,800,000		合 計 ㉒	4,800,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税される所得金額</td><td>⑳</td><td>000</td></tr> <tr><td>(①-②)又は③表上の④に対する税額又は⑤表の⑥</td><td>㉑</td><td>0</td></tr> <tr><td>配当控除</td><td>㉒</td><td></td></tr> <tr><td>(特定増改算等) ①</td><td>㉓</td><td></td></tr> <tr><td>住宅借入金等特別控除</td><td>㉔</td><td></td></tr> <tr><td>政 策 特 別 控 除 ②</td><td>㉕</td><td></td></tr> <tr><td>住宅ローン控除</td><td>㉖</td><td></td></tr> <tr><td>所得控除の繰越税額</td><td>㉗</td><td>0</td></tr> <tr><td>引 当 金 控 除 ③</td><td>㉘</td><td></td></tr> <tr><td>災害減免額</td><td>㉙</td><td></td></tr> <tr><td>再 生 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額)</td><td>㉚</td><td>0</td></tr> <tr><td>復興特別所得税額 (②×2.1%)</td><td>㉛</td><td>0</td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の合計税額</td><td>㉜</td><td>0</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td>㉝</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td><td>㉞</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の未納税額 (無1部分・無2部分)</td><td>㉟</td><td></td></tr> <tr><td>所得税及び復興特別所得税の第3部分の税額 (①-②)</td><td>㊱</td><td>00</td></tr> <tr><td>納める税金</td><td>㊲</td><td></td></tr> <tr><td>配当者の会計所得金額</td><td>㊳</td><td></td></tr> <tr><td>専従者給与(控除)額の合計額</td><td>㊴</td><td></td></tr> <tr><td>青色申告特別控除額</td><td>㊵</td><td></td></tr> <tr><td>源泉・一時所得の繰越税額及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額</td><td>㊶</td><td></td></tr> <tr><td>未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td><td>㊷</td><td></td></tr> <tr><td>本年分で差し引く繰越損失額</td><td>㊸</td><td></td></tr> <tr><td>平均課税対象金額</td><td>㊹</td><td></td></tr> <tr><td>変動一時所得金額</td><td>㊺</td><td></td></tr> <tr><td>延納届出額</td><td>㊻</td><td>00</td></tr> <tr><td>申告額までに納付する金額</td><td>㊼</td><td>00</td></tr> <tr><td>延納届出額</td><td>㊽</td><td>0000</td></tr> </table>	課税される所得金額	⑳	000	(①-②)又は③表上の④に対する税額又は⑤表の⑥	㉑	0	配当控除	㉒		(特定増改算等) ①	㉓		住宅借入金等特別控除	㉔		政 策 特 別 控 除 ②	㉕		住宅ローン控除	㉖		所得控除の繰越税額	㉗	0	引 当 金 控 除 ③	㉘		災害減免額	㉙		再 生 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額)	㉚	0	復興特別所得税額 (②×2.1%)	㉛	0	所得税及び復興特別所得税の合計税額	㉜	0	外国税額控除	㉝		所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉞		所得税及び復興特別所得税の未納税額 (無1部分・無2部分)	㉟		所得税及び復興特別所得税の第3部分の税額 (①-②)	㊱	00	納める税金	㊲		配当者の会計所得金額	㊳		専従者給与(控除)額の合計額	㊴		青色申告特別控除額	㊵		源泉・一時所得の繰越税額及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊶		未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊷		本年分で差し引く繰越損失額	㊸		平均課税対象金額	㊹		変動一時所得金額	㊺		延納届出額	㊻	00	申告額までに納付する金額	㊼	00	延納届出額	㊽	0000
収入金額等	事 業 等 ⑦	4,348,260																																																																																																																																																																																			
	業 農 業 ⑧																																																																																																																																																																																				
	不 動 産 ⑨																																																																																																																																																																																				
	利 子 ⑩																																																																																																																																																																																				
	配 当 ⑪																																																																																																																																																																																				
	給 与 ⑫																																																																																																																																																																																				
	雑 ⑬																																																																																																																																																																																				
	総合課税・一時⑭																																																																																																																																																																																				
	合 計 ⑮																																																																																																																																																																																				
所得金額	事 業 等 ①	5,090,505																																																																																																																																																																																			
	業 農 業 ②																																																																																																																																																																																				
	不 動 産 ③																																																																																																																																																																																				
	利 子 ④																																																																																																																																																																																				
	配 当 ⑤																																																																																																																																																																																				
	給 与 ⑥																																																																																																																																																																																				
	雑 ⑬																																																																																																																																																																																				
	総合課税・一時⑭																																																																																																																																																																																				
	合 計 ⑮																																																																																																																																																																																				
所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除 ⑩																																																																																																																																																																																				
	医 療 費 控 除 ⑪																																																																																																																																																																																				
	社 会 保 険 料 控 除 ⑫																																																																																																																																																																																				
	小 規 模 業 業 共 済 等 掛 金 控 除 ⑬																																																																																																																																																																																				
	生 命 保 険 料 控 除 ⑭																																																																																																																																																																																				
	地 震 保 険 料 控 除 ⑮																																																																																																																																																																																				
	寄 附 金 控 除 ⑯																																																																																																																																																																																				
	寡 婦・寡 夫 控 除 ⑰	0000																																																																																																																																																																																			
	勤 労 学 生・障 害 者 控 除 ⑱	0000																																																																																																																																																																																			
	配 偶 者 (特 別) 控 除 ⑲	0000																																																																																																																																																																																			
	扶 養 控 除 ⑳	0000																																																																																																																																																																																			
	基 礎 控 除 ㉑	4,800,000																																																																																																																																																																																			
	合 計 ㉒	4,800,000																																																																																																																																																																																			
課税される所得金額	⑳	000																																																																																																																																																																																			
(①-②)又は③表上の④に対する税額又は⑤表の⑥	㉑	0																																																																																																																																																																																			
配当控除	㉒																																																																																																																																																																																				
(特定増改算等) ①	㉓																																																																																																																																																																																				
住宅借入金等特別控除	㉔																																																																																																																																																																																				
政 策 特 別 控 除 ②	㉕																																																																																																																																																																																				
住宅ローン控除	㉖																																																																																																																																																																																				
所得控除の繰越税額	㉗	0																																																																																																																																																																																			
引 当 金 控 除 ③	㉘																																																																																																																																																																																				
災害減免額	㉙																																																																																																																																																																																				
再 生 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額)	㉚	0																																																																																																																																																																																			
復興特別所得税額 (②×2.1%)	㉛	0																																																																																																																																																																																			
所得税及び復興特別所得税の合計税額	㉜	0																																																																																																																																																																																			
外国税額控除	㉝																																																																																																																																																																																				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉞																																																																																																																																																																																				
所得税及び復興特別所得税の未納税額 (無1部分・無2部分)	㉟																																																																																																																																																																																				
所得税及び復興特別所得税の第3部分の税額 (①-②)	㊱	00																																																																																																																																																																																			
納める税金	㊲																																																																																																																																																																																				
配当者の会計所得金額	㊳																																																																																																																																																																																				
専従者給与(控除)額の合計額	㊴																																																																																																																																																																																				
青色申告特別控除額	㊵																																																																																																																																																																																				
源泉・一時所得の繰越税額及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊶																																																																																																																																																																																				
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊷																																																																																																																																																																																				
本年分で差し引く繰越損失額	㊸																																																																																																																																																																																				
平均課税対象金額	㊹																																																																																																																																																																																				
変動一時所得金額	㊺																																																																																																																																																																																				
延納届出額	㊻	00																																																																																																																																																																																			
申告額までに納付する金額	㊼	00																																																																																																																																																																																			
延納届出額	㊽	0000																																																																																																																																																																																			

手順4
27ページ参照

○ 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入)

○ 赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

手順5
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

- 明治・・・「1」
- 大正・・・「2」
- 昭和・・・「3」
- 平成・・・「4」

申告書第四表(損失申告用)を併せて使用するため、損失の文字を○で囲みます。

- 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入)
- 赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例(1・2ページ)では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。
- 詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にいねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上へ突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

○ 申告書B及び申告書第四表(損失申告用)の記載手順については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の5ページを参照してください。

損害の原因	火災	損害年月日	平成26年7月17日
損害を受けた資産	自宅	損害金額	18,000,000円
保険金などで補填される金額	12,000,000円	(差引損失額)	6,000,000円
差引損失額のうち災害関連支出の金額	0円		

手順1
11ページ参照

手順2
12ページ参照

30ページ参照

12ページ参照
(事業所得)

手順2
12ページ参照

手順3
18ページ参照

手順6
32ページ参照

平成 26 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA0074

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

① 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	火災	26.7.17	住宅・家財
	損害金額	18,000,000円	保険金などで補填される金額
			12,000,000円
			差引損失額
			6,000,000円

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○ 特別適用条文等

○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
	国税一郎子		平18.6.1	

○ 事業税

非課税所得など	番号	所得金額

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度	専従者給与 (控除額)
国税一郎子			

○ 配偶者控除

配偶者の氏名	生年月日	配偶者控除
国税良子	平26.7.20	

○ 扶養控除額

氏名	続柄	生年月日	控除額
国税一郎子		平27.3.10	63万円

- ◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、**第四表（一）と第四表（二）とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。**
- ◎ この記載例（3・4ページ）では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の該当ページを示しています。
詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」を参照してください。

平成 **26** 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（損失申告用） FA0053

住所 **〇〇市△△町X-XX-X** フリガナ **コノチ タロウ** 氏名 **国税 太郎**

第四表 (一)
(平成二十五年分以降用)

1 損失額又は所得金額

所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④ 取入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④-⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額) 5,090,505								
B 譲渡	短期	分離譲渡		円	円	円		円
		総合譲渡				円		円
	長期	分離譲渡		円	円	円		円
		総合譲渡				円		円
一時								円
C 山林				円				円
D 退職					円	円		円
E 株式等の譲渡	未公開分							円
								円
	上場分				円	円		円
F 先物取引								円

特例適用条文

2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑧ 第1次通算後	⑨ 第2次通算後	⑩ 第3次通算後	⑪ 損失額又は所得金額
A 経常所得 ⑤	5,090,505	5,090,505	5,090,505	5,090,505	5,090,505
B 譲渡	短期 総合譲渡 ⑥	1	2	3	
	長期 分離譲渡 (特定損失額) ⑦	△			
	長期 総合譲渡 ⑧				
	一時 ⑨				
C 山林					⑩
D 退職					
損失額又は所得金額の合計額					⑪ 5,090,505

資産 整理欄

6ページ参照

9ページ参照

9ページ参照

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書 (損失申告用) F A 0 0 5 8

第四表(二) (平成二十五年分以降用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	⑦②	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	⑦③	円
変動所得の損失額	⑦④	円

被災資産の種類	所得の種類	被災事業用資産の種類	損害の原因	損害年月日	④ 損害金額	⑤ 保険金などで補填される金額	⑥ 差引損失額 (④-⑤)
被災事業用資産損失額	山林以外	営業等・農業		..	円	円	⑦⑤
	山林以外	不動産		..			⑦⑥
	山林	山林		..			⑦⑦
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑦⑧
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑦⑨

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	④ 前年分までに引ききれなかった損失額	⑥ 本年分で差し引く損失額	⑦ 翌年以降に繰り越す損失額	
A 3年前	純損失	山林以外の所得の損失	円	円	
	損	年が青色の場合	山林所得の損失		
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用 山林以外		
		資産の損失	山林		
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			円
B 2年前	純損失	山林以外の所得の損失			
	損	年が青色の場合	山林所得の損失		
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用 山林以外		
		資産の損失	山林		
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			円
C 前年	純損失	山林以外の所得の損失			
	損	年が青色の場合	山林所得の損失		
		変動所得の損失			
	失	年が白色の場合	被災事業用 山林以外		
		資産の損失	山林		
	雑損失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			円
本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		⑧⑩	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額		⑧⑪	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		⑧⑫	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額		⑧⑬	5,090,505	円	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額		⑧⑭	400,445	円	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額		⑧⑮		円	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額		⑧⑯		円	

資産 整理欄

○この申告書は、二枚目が控用(複写式)となっています。

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

13ページ参照 ←

14ページ参照 ←

(参考) 【収支内訳書(一般用)】

F A O 3 0 3

平成 26 年分収支内訳書(一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用 (平成二十五年分以降適用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ氏名	コノケ タロウ	事務所所在地	
事業所所在地	同上	電話番号(自宅)	XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	〇〇卸売	加入団体名	〇〇卸売組合	電話番号	
		電話番号(事業所)	XX-XXXX-XXXX		

平成 27 年 2 月 16 日

(自 1 月 1 日 至 2 月 3 1 日)

番号

科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上(収入)金額 ①	43755000	旅費交通費 ㉑	99826
入金		通信費 ㉒	117000
家事消費 ②	255600	広告宣伝費 ㉓	205000
その他の収入 ③	72000	接待交際費 ㉔	162993
計 (①+②+③) ④	43482600	損害保険料 ㉕	105000
開首商品(製品) ⑤	334500	修繕費 ㉖	60000
仕入金 ⑥	34946111	消耗品費 ㉗	250000
小計 ⑦	38280611	福利厚生費 ㉘	80007
期末商品(製品) ⑧	3432611		
差引原価 ⑨	34848000		
差引金額 ⑩	8634600		
給料賃金 ⑪	1275000		
外注工賃 ⑫			
減価償却費 ⑬	562155		
貸倒金 ⑭			
地代家賃 ⑮	142000		
利子割引料 ⑯	107000		
租税公課 ⑰	115000		
荷造運賃 ⑱			
水道光熱費 ㉀	174174		
		経費計 (⑩-⑱) ㉁	3544095
		専従者控除前の所得金額 (④-㉁) ㉂	5090505
		専従者控除 ㉃	
		所得金額 (④-㉃) ㉄	5090505

○給料賃金の内訳

氏名(年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
山川 孝子 (26歳)	12	1,020,000	1,275,000	12,500
(歳)		255,000		
(歳)				
その他(人分)				
計	12	1,020,000	1,275,000	12,500

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数	【税務署整理欄】
(歳)			
(歳)			
(歳)			
延べ従事月数			